

京都市告示第 70 号

京都市里道管理条例第 2 条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定し、同条例第 4 条の規定に基づき、次の里道の路線を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 4 月 15 日

京都市長 門川大作

(指定里道)

整理番号	名称	起終	点
1	岩倉里0342号	左京区岩倉花園町105番地地先 同町139番地の1地先	点

(廃止里道)

整理番号	名称	起終	点
1	醍醐里5002号	伏見区醍醐勝口町3番地の140 同上	点

(建設局土木管理部道路明示課)